

平成 21 年 11 月 6 日 第 6 回 市川市自転車安全利用対策懇談会 議事録 要旨

- 自転車安全条例を制定するよりも、ルールやマナーの周知の徹底が先であり、どちらを先にするかどうかの検討が必要である。
- 条例によって罰金を科すことは難しいので、危険な運転をしている者に対しては指導・警告を重点的に行えばいい。
- 自転車の問題は急には解決しないので、自治会や自転車安全利用対策懇談会に参加した者で集まり、行動をしていきたい。
- 啓発のチラシを自治会の回覧や子ども会で配布するなどの地道な活動をしていけばいい結果が出る。
- 市民へのルールの周知のため、市民から講習の希望があれば警察もできるだけ講習を開催していきたい。
- 自転車指導員には指導員としての交付式を行い、指導のための資格を与えるべきである。
- 自治会全てにチラシを配布しようとするとう数不足になるので、まずは市の HP にチラシのデータを掲載し、自転車の交通安全を PR していく。
- 提言書には自転車が悪者かのように書かれているが、全ての自転車が悪いわけではないので、ルールを守っている自転車に対してはしっかりと環境整備をする必要がある。
- 鬼高自治会では、年 4 回ある交通安全期間中のうち 2 日間ずつ、無灯火自転車等に対して、警察が作成したイエローカードを使った呼びかけを行っている。呼びかけには自転車店も参加し、ライトの修理や使用方法についての説明等を行っている。その結果、ライトの点灯率が上昇した。
- 八幡・自転車対策協議会では放置自転車をなくすため、市の自転車対策課からアドバイスを受けつつ、駐輪場の案内図の作成、放置禁止の注意を促す札の配布、放置自転車の調査等の活動を続け、その結果放置自転車が減少した。